第二款　特別抗告

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用等・法第七十六条）

第六十六条　第五十一条及び第五十六条から第六十四条までの規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、第六十二条中「四」とあるのは、「六」と読み替えるものとする。

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条、第百九十七条第一項後段及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「非訟事件手続規則第六十六条第一項において準用する同規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十六条第二項において準用する第百九十条第一項」と、同規則第百九十七条第一項後段中「この場合」とあるのは「非訟事件手続規則第六十六条第一項において準用する同規則第六十三条第一項の規定により事件を抗告裁判所に送付する場合」と読み替えるものとする。

3　終局決定に対する特別抗告があった場合において、原裁判所が非訟事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、第一項において準用する第六十三条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所に送付しなければならない。

4　前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が同項の非訟事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

第三款　許可抗告

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用等・法第七十八条）

第六十七条　第五十一条及び第五十六条から第六十四条までの規定は、許可抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、第五十一条中「終局決定に対する即時抗告」とあり、並びに第六十条、第六十二条及び第六十三条第一項中「再抗告」とあるのは「法第七十七条第二項の申立て」と、第五十一条及び第五十九条中「抗告状」とあるのは「法第七十七条第二項の規定による許可の申立書」と、同条中「再抗告を」とあるのは「法第七十七条第二項の申立てを」と、同条から第六十一条までの規定中「抗告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書」と、第五十九条中「抗告理由書」とあり、並びに第六十一条及び第六十四条中「再抗告の抗告理由書」とあるのは「法第七十七条第二項の申立てに係る理由書」と、第六十条及び第六十三条第一項中「抗告状却下」とあるのは「法第七十七条第二項の規定による許可の申立書の却下」と、第六十条中「法第六十八条第三項の規定による抗告却下」とあり、及び第六十三条第一項中「抗告却下」とあるのは「法第七十七条第二項の申立ての却下若しくは不許可」と、第六十二条中「四」とあるのは「六」と、第六十四条中「再抗告が不適法であるとき又は再抗告」とあるのは「法第七十七条第二項の申立てが不適法であるとき又は同項の申立て」と読み替えるものとする。

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第七十七条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第七十七条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第百九十七条第一項後段の規定は前項において読み替えて準用する第六十三条第一項の規定により事件を抗告裁判所に送付する場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「非訟事件手続規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十七条第二項において準用する第百九十九条第一項」と、同条第二項中「法第三百十六条（原裁判所による上告の却下）第一項第二号の規定による上告却下」とあるのは「非訟事件手続法第七十七条第二項の申立ての不許可」と、「法第三百十五条（上告の理由の記載）第二項」とあるのは「非訟事件手続規則第六十七条第二項において準用する第百九十九条第一項」と読み替えるものとする。

3　終局決定について法第七十七条第二項の規定による許可があった場合において、原裁判所が非訟事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、第一項において準用する第六十三条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

4　前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が同項の非訟事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

第二節　終局決定以外の裁判に対する不服申立て

（抗告状の記載事項・法第七十九条）

第六十八条　終局決定以外の裁判に対する即時抗告（再抗告を除く。）をするときは、抗告状には、原裁判の取消し又は変更を求める事由を具体的に記載しなければならない。

（即時抗告の提起に係る記録の送付・法第七十九条）

第六十九条　終局決定以外の裁判に対する即時抗告（第三項の即時抗告を除く。）があった場合において、原裁判所が非訟事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、次条において準用する第五十三条第二項及び第六十三条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2　前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が同項の非訟事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

3　法第三十二条第九項の規定による即時抗告があったときは、次条において準用する第五十三条第二項及び第六十三条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付するものとする。

4　前項の場合には、同項の記録に、抗告事件についての原裁判所の意見を記載した書面及び抗告事件の審理に参考となる資料を添付しなければならない。

（終局決定に対する不服申立ての規定の準用・法第八十二条）

第七十条　前節の規定（第五十一条（第六十六条第一項及び第六十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条及び第五十五条の規定を除く。）は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する不服申立てについて準用する。

第五章　再審

（再審の手続・法第八十三条）

第七十一条　再審の申立書には、不服の申立てに係る裁判書の写しを添付しなければならない。

2　前項に規定するほか、再審の手続については、その性質に反しない限り、各審級における非訟事件の手続に関する規定を準用する。

（執行停止の申立ての方式・法第八十四条）

第七十二条　第五十六条の規定は、法第八十四条第一項の規定による申立てについて準用する。

第六章　雑則

（法の規定を準用する他の法令の規定による非訟事件の手続への準用）

第七十三条　前各章の規定は、その性質に反しない限り、他の法令において準用する法第二条の規定によりその手続に関し必要な事項を最高裁判所規則で定めるべき事件の手続について準用する。

附　則

この規則は、法の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允